

令和 5 年 3 月  
子ども若者はぐくみ局

**京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する  
条例等（※）の一部を改正する条例に係る新旧対照表について**

※京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

→ 別紙1

※京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例

（京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例を含む）

→ 別紙2

※京都市子ども・子育て支援法施行条例

→ 別紙3



## 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

改正後	改正前
<p>○京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年1月9日条例第36号</p> <p>(申請者に係る要件)</p> <p>第6条 法第24条の9第2項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第21条の5の15第3項第1号に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、暴排条例第2条第4号イ及びエに掲げる者でないものとする。</p> <p>(基準)</p> <p>第16条 第13条から前条まで及び次節から第5節までに定めるもののほか、法第34条の16第1項前段の規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準(省令第22条、第23条、第34条、第39条、第42条、第43条第1号、附則第3条及び第6条から第9条までに定める基準を除く。)とする。</p> <p>附 則 (保育所の職員に関する特例)</p> <p>2 当分の間、第26条の規定により保育士の数を算定するときは、保健師等を1人に限り、当該数に算入することができる。<u>この場合において、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>附 則 (令和●年●月●日条例第●号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>○京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年1月9日条例第36号</p> <p>(申請者に係る要件)</p> <p>第6条 法第24条の9第2項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第21条の5の15第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、暴排条例第2条第4号イ及びエに掲げる者でないものとする。</p> <p>(基準)</p> <p>第16条 第13条から前条まで及び次節から第5節までに定めるもののほか、法第34条の16第1項前段の規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準(省令第13条、第22条、第23条、第34条、第39条、第42条、第43条第1号、附則第3条及び第6条から第9条までに定める基準を除く。)とする。</p> <p>(保育所の職員に関する特例)</p> <p>2 当分の間、第26条の規定により保育士の数を算定する場合において、<u>保育所が乳児4人以上を入所させるものであるときは、当該保育所に勤務する保健師等を1人に限り、当該数に算入することができる。</u></p> <p>(新設)</p>



京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例  
 (京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例を含む)

改正後	改正前
○京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例 平成26年11月11日条例第21号	○京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例 平成26年11月11日条例第21号
(認定の要件)	(認定の要件)
第3条 法第3条第1項の規定に基づき条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設（以下「認定対象施設」という。）が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法第25条第1項の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後において、当該幼稚園に在籍している子どものうち、保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。	第3条 法第3条第1項の規定に基づき条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設（以下「認定対象施設」という。）が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後において、当該幼稚園に在籍している子どものうち、保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
(管理及び運営)	(管理及び運営)
第11条	第11条
8 <u>幼稚園型認定こども園等は、子どもの通園、当該幼稚園型認定こども園等の園外における教育及び保育のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもが当該自動車で乗車し、及び降車する際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u>	(新設)
9 <u>幼稚園型認定こども園等は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらの一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの置去り（当該自動車で乗車した子どもを見落とし、その車内から降車させないことをいう。以下同じ。）のおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車に、ブザーその他の子どもの置去りを防止する装置を設置し、及びこれを使用することにより、子</u>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>もの所在の確認（子どもが当該自動車から降車する際に限る。）を行わなければならない。</u></p>	
<p>10 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>11 (略)</p>	<p>9 (略)</p>
<p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	
<p>第15条の2 幼稚園型認定こども園等は、感染症や非常災害の発生時において、園児に対する教育及び保育を継続し、並びに早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、並びに当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 幼稚園型認定こども園等は、職員に対し、業務継続計画について周知し、並びに必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p>	
<p>3 幼稚園型認定こども園等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、及び必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めなければならない。</p>	
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>
<p>第16条</p>	<p>第16条</p>
<p>2 幼稚園型認定こども園等は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p>	<p>2 幼稚園型認定こども園等は、<u>感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p><u>(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第20条の2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p>	

改正後	改正前
<p>附 則 (幼保連携型認定こども園の職員に関する特例)</p> <p>5 特例期間に第20条の規定により教育保育職員の数を算定するときは、研修修了者であって小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)を有する者(養護教諭の普通免許状を有する者にあつては、主幹養護教諭又は養護教諭である者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)を、当該数に算入することができる。</p> <p>6 特例期間に第20条の規定により教育保育職員の数を算定するときは、保健師、看護師又は准看護師(以下「保健師等」という。)を1人に限り、当該数に算入することができる。この場合において、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって教育保育職員(前項の規定により算入するものを除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>7 前2項の場合において、小学校教諭等免許状所持者及び保健師等の総数は、<u>基準教育保育職員数(施設の開所時間等に応じ市長が必要と認める職員が園児の教育及び保育に現に直接従事している場合にあつては、基準教育保育職員数に当該職員の数を加えた数)の3分の1を超えてはならない。</u></p> <p>8 附則第5項及び附則第6項前段の規定により教育保育職員の数に算入される<u>小学校教諭等免許状所持者及び保健師等</u>は、幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事してはならない。ただし、教育保育職員の補助者として従事するときは、この限りでない。</p> <p>(府省令の規定の引用に関する経過措置)</p>	<p>(幼保連携型認定こども園の職員に関する特例)</p> <p>5 特例期間に第20条の規定により教育保育職員の数を算定するときは、研修修了者であつて小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)を有する者(養護教諭の普通免許状を有する者にあつては、主幹養護教諭又は養護教諭である者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)を、当該数に算入することができる。<u>ただし、教育保育職員の数(この項の規定により当該数に算入するものを除く。)が基準教育保育職員数(施設の開所時間等に応じ市長が必要と認める職員が園児の教育及び保育に現に直接従事している場合にあつては、基準教育保育職員数に当該職員の数を加えた数)の3分の2以下となるときは、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6 前項の規定により教育保育職員の数に算入される<u>小学校教諭等免許状所持者</u>は、幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育に従事してはならない。ただし、教育保育職員の補助者として従事するときは、この限りでない。</p> <p>(府省令の規定の引用に関する経過措置)</p>

改正後	改正前
<p>9 (略)</p> <p>(検討)</p> <p>10 (略)</p>	<p>7 (略)</p> <p>(検討)</p> <p>8 (略)</p>
<p>附 則（平成29年12月22日条例第19号） （幼稚園型認定こども園等の職員に関する特例）</p> <p>3 改正後の条例第5条第2項及び第4項本文の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき児童福祉法第18条の18第1項に規定する登録を受けた者（以下「保育士登録者」という。）は、施行日から令和7年3月31日までの間、研修修了者であって幼稚園教諭の免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状又は同条第4項に規定する臨時免許状をいう。）又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有するもの（養護教諭の普通免許状を有するものにあつては、主幹養護教諭又は養護教諭であるものを除く。以下「研修修了幼稚園教諭等」という。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>4 改正後の条例第5条第2項の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき保育士登録者は、施行日から令和7年3月31日までの間、1人に限り、保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）をもってこれに代えることができる。この場合において、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼稚園型認定こども園等については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって保育士登録者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p>附則（平成29年12月22日条例第19号） （幼稚園型認定こども園等の職員に関する特例）</p> <p>3 改正後の条例第5条第2項及び第4項本文の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき児童福祉法第18条の18第1項に規定する登録を受けた者は、施行日から令和7年3月31日までの間、研修修了者であつて幼稚園教諭の免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状又は同条第4項に規定する臨時免許状をいう。）又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有するもの（養護教諭の普通免許状を有するものにあつては、主幹養護教諭又は養護教諭であるものを除く。以下「研修修了幼稚園教諭等」という。）をもってこれに代えることができる。<u>この場合において、研修修了幼稚園教諭等の総数は、改正後の条例第4条第2項及び第3項の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき教育保育職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p> <p>(新設)</p>
<p>5 改正後の条例第5条第3項の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき同項各号のいずれかに該当する者は、施行日から令和7年3月3</p>	<p>4 改正後の条例第5条第3項の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき同項各号のいずれかに該当する者は、施行日から令和7年3月3</p>



改正後	改正前
<p>1 日までの間、研修修了者であって小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有するもの（養護教諭の普通免許状を有するものにあつては、主幹養護教諭又は養護教諭であるものを除く。以下「研修修了小学校教諭等」という。）をもってこれに代えることができる。</p>	<p>1 日までの間、研修修了者であつて小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有するもの（養護教諭の普通免許状を有するものにあつては、主幹養護教諭又は養護教諭であるものを除く。以下「研修修了小学校教諭等」という。）をもってこれに代えることができる。<u>この場合において、研修修了小学校教諭等の総数は、改正後の条例第4条第2項及び第3項の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき教育保育職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p>
<p>6 前3項の場合において、研修修了幼稚園教諭等、保健師等及び研修修了小学校教諭等の総数は、<u>改正後の条例第4条第2項及び第3項の規定により幼稚園型認定こども園等に置くべき教育保育職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(幼稚園型認定こども園の施設及び設備の構造に関する特例)</p>	<p>(幼稚園型認定こども園の施設及び設備の構造に関する特例)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(地震に対する安全性の確保に関する経過措置)</p>	<p>(地震に対する安全性の確保に関する経過措置)</p>
<p>8 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>附 則 (令和●年●月●日条例第●号)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>(新設)</p>
<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(経過措置)</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 この条例による改正後の京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項第1号に規定する幼稚園型認定こども園等（以下「幼稚園型認定こども園等」という。）において、<u>改正後の条例第11条第9項に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定する装置を設置することにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該装置を設置することを要しない。</u>この場合において、当該幼稚園型認定こども園等は、同</p>	<p>(新設)</p>

改正後		改正前	
項に規定する装置の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。			
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
区分	員数	区分	員数
1 子ども・子育て支援法第19条第1号に該当する小学校就学前子ども（以下「第1号子ども」という。）のうち満4歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね20人につき1人	1 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する小学校就学前子ども（以下「第1号子ども」という。）のうち満4歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね20人につき1人
2 第1号子どものうち満4歳以上の園児	左欄に掲げる園児おおむね30人につき1人	2 第1号子どものうち満4歳以上の園児	左欄に掲げる園児おおむね30人につき1人
3 子ども・子育て支援法第19条第2号に該当する小学校就学前子ども（以下「第2号子ども」という。）のうち満4歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね15人につき1人	3 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する小学校就学前子ども（以下「第2号子ども」という。）のうち満4歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね15人につき1人
4 第2号子どものうち満4歳以上満5歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね20人につき1人	4 第2号子どものうち満4歳以上満5歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね20人につき1人
5 第2号子どものうち満5歳以上の園児	左欄に掲げる園児おおむね25人につき1人	5 第2号子どものうち満5歳以上の園児	左欄に掲げる園児おおむね25人につき1人
6 子ども・子育て支援法第19条第3号に該当する小学校就学前子ども（以下「第3号子ども」という。）のうち満1歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね3人につき1人	6 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する小学校就学前子ども（以下「第3号子ども」という。）のうち満1歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね3人につき1人
7 第3号子どものうち満1歳以上満2歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね5人につき1人	7 第3号子どものうち満1歳以上満2歳未満の園児	左欄に掲げる園児おおむね5人につき1人
8 第3号子どものうち満2歳以上の園児	左欄に掲げる園児おおむね	8 第3号子どものうち満2歳以上の園児	左欄に掲げる園児おおむね

改正後		改正前	
園児	6人につき1人	園児	6人につき1人



京都市子ども・子育て支援法施行条例

改正後	改正前
<p>○京都市子ども・子育て支援法施行条例 平成26年11月11日条例第22号</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第7条</p> <p>2 特定教育・保育施設(次項に規定する幼稚園を除く。)は、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>幼稚園(特定教育・保育施設であるものに限る。)</u>は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>(その他の基準)</p> <p>第16条 第9条から前条までに定めるもののほか、法第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、府令に定める基準とする。</p> <p>附 則 (令和●年●月●日条例第●号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>○京都市子ども・子育て支援法施行条例 平成26年11月11日条例第22号</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第7条 (新設)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>特定地域型保育事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(その他の基準)</p> <p>第16条 第9条から前条までに定めるもののほか、法第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、府令に定める基準<u>(府令第50条において準用する府令第26条に定める基準を除く。)</u>とする。</p> <p>(新設)</p>